

# 上砂川暮らしを応援します！！

人口の増加と定住促進を図ることを目的に、住宅の建設や購入、町外からの転入者など支給要件に該当する方に対し、転居に係る経費として奨励金を交付します。



## 移住定住者奨励金制度

- 【支給要件】**
- ▶ 町内に住宅を新築（建替え及び改築は対象外）又は購入し居住した方。
    - ・平成24年4月1日から平成25年3月31日の間に新築又は購入した場合に限る。  
※中古住宅を購入された場合は、対象物件の規定がありますのでご相談願います。
  - ▶ 道外に居住する方が「移住相談ワンストップ窓口」を通して転入した方。
    - ・転入にあたっては新たに住宅を賃借などして居住することとし、すでに町内に居住している世帯への転入は対象外とする。（世帯分離の場合も同様）
    - ・町民税等の滞納がないこと。
- 【年齢要件】** ▶ 満65歳以下の方
- 【支給額】** ▶ 住宅を建設又は購入した方（町内外問わず） **200,000円**
- 【申請要件】** ▶ 新築又は購入した住宅に入居（住民票異動）してから申請することができます。

## 就業者移住定住奨励金制度

- 【支給要件】**
- ▶ 町外の方が転入し、町内の事業所に正規社員として就職した場合。
  - ▶ 町外の方がすでに町内の事業所に正規社員として就職しており町内に転入した場合。※正規社員とは社会保険、雇用（失業）保険に加入している方。
    - ・市区町村民税等の滞納がないこと。
    - ・転入にあたっては新たに住宅を賃借などして居住することとし、すでに町内に居住している世帯への転入は対象外とする。（世帯分離の場合も同様）
- 【年齢要件】** ▶ 満50歳以下の方
- 【支給額】**
- ▶ 扶養家族（配偶者、子供等）のある方 **100,000円**
  - ▶ 単身者の方 **50,000円**
- 【申請要件】** ▶ 町内の事業所に正規社員として就職し、転入（住民票異動）後6ヶ月を経過してから申請することができます。

奨励金を受けるには、申請書や関係書類を提出していただきますので、詳しくは下記までご連絡願います。また、町外の知人・友人等へのPRをお願いします！

**【問合せ先】** 役場企画振興課地域振興係／☎62-2011（内線221・223）